

# 著作権について

## 著作権 質問1

アニメのキャラクターを学院祭のポスターで使いたい。

こんど学院祭があります。クラスでお化け屋敷を行うのですが、今そのポスター作りをしています。ポスターにアニメのキャラクターを使いたいのですが、著作権法上、問題はないでしょうか？

## 著作権 質問2

ある有名な漫画の主人公のパパの出身大学はある有名な私立W大学に酷似している。著作権上の問題はないのでしょうか。

# 答

- 著作者の承諾を受けていれば、キャラクターが描かれたポスターを学院祭で掲示しても問題ありません。これが「著作者の承諾なしで掲示」した場合は複製権の侵害となります。著作者あるいは著作権者からクレームがあれば、謝罪して撤去ということになるでしょう。
- 著作権法35条(学校、その他教育機関における複製)では、「営利を目的としない学校、その他の教育機関で、担任教師が授業の過程で必要と認められる範囲で、著作物を複製できる」としています。学校行事である文化祭、体育祭は、先生の指導のもとに行われるのであれば、この35条が適用されます。

## 知的財産権の体系

- 著作権
- 産業財産権(旧 工業所有権)
  - 商標権 (商品やサービスのマークなどの権利)
  - 特許権 (高度な技術に関するアイデアの権利)
  - 実用新案権 (技術的なアイデアの権利)
  - 意匠権 (デザインなどの権利)
- その他

商標権でこんな話題が

## 「阪神優勝」は本当だった！

- 星野監督が就任して1年目の02年6月、開幕からの快進撃を受けて球団は特許庁に「阪神優勝」のロゴを商標登録出願。ところが「先に申し込んだ方が認可される」との理由で拒絶審査された。
- 千葉県内の男性が「阪神優勝」の商標登録を01年3月15日に個人で特許庁に出願。
- 02年2月14日に「おもちゃ、衣服、履物」などの使用目的で認可。
- 03年5月14日には「タオル、ハンカチ、まくら」などのリネン関係の商品にも「阪神優勝」ロゴの使用が認められた。

## 商標権でこんな話題が

### 「阪神優勝」商標無効 特許庁「誤解の恐れ」などが理由

- 千葉県の男性と阪神球団の話し合いが行われ、男性側が商標を球団に譲渡する方向で基本合意した。条件面については週末にも再度、話し合いを行う。男性による登録は1年以上前だったが、今季、18年ぶりの阪神優勝が現実的になったことでトラブルが表面化した。男性はスポーツ報知の取材に「自分も一阪神ファン。一部で伝えられたような訴訟ざたはありえない」と“猛虎愛”を強調した。
- しかし、この交渉は一時、条件面で決裂(03年8月)
- 結局、特許庁が男性が登録した商標を「無効」と判断(03年12月)

商標権でこんな話題が

## 「巨人優勝」はダメ

- 「阪神優勝」は認められても「巨人優勝」はダメだった。「巨人優勝」については青森県の女性が2002年に商標登録の出願をしていたが、「巨人」は特定の球団名とみなされ、関係のない第三者の登録は認められなかった。関係者によれば、女性は現在、不服審判の手続きに入っているという。

商標登録の審査基準では、人や法人の名前、名称を含む商標は、本人の承諾を得ないと登録されない。「阪神」は球団名であると同時に、大阪と神戸の間を示す地域の一般名称でもあることから、登録が認められた模様だ。

特許権でもこんな話題も

## 数学の解法が特許に！？

- 米国AT&T社のカーマーカー氏(インド出身)が数学上のある問題の関する解法(線型計画法)を発見し, AT&Tが特許を申請
- 米国は特許を許可



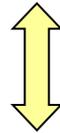
そんなことがありうる  
の？

いろいろな特許の例

・ボールペン、消しゴムつき鉛筆、などなど

## 著作権の基本的な概念

- 人の創造作品に敬意をはらう(権利保護)



- 人類の創造作品を共有しよう(公共財化)

**第一条** この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

## 著作権法

## 著作物とは

- 「創作的な表現」のこと
  - 小説, 講演, 映画, 写真, プログラムなど
- 「アイデア」ではない

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

## 著作権で保護されるもの

- 著作者の権利
  - 著作者人格権
    - 公表権, 氏名表示権, 同一性保持権
  - 著作権(財産権)
    - 複製権, 上演権, 公衆送信権など
- 著作隣接権
  - 著作物に貢献する人の権利
- 著作権等の侵害は3年以下の懲役または300万円の罰金(119条)

## 例外規定(著作権の制限)

- 30条(私的使用)
- 31条(図書館における複製)
- 32条(引用)
- 35条(教育における複製)など

保護期間を越えたものは自由に使える。

著作者死後70年間(51条)

## マルチメディア時代とネット時代と著作権

- なぜマルチメディアと著作権か
- なぜネットワーク時代に著作権か

いま、「著作権」を学ぶ意義は何か？



## マルチメディアと著作権

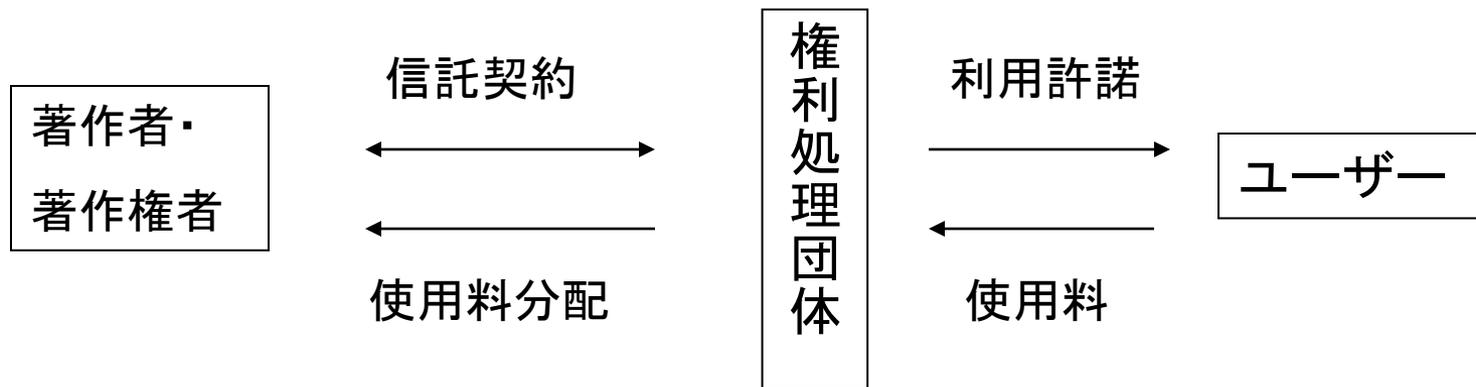
- 著作権に関して
  - 複製が容易になった(デジタル技術の進歩)
  - 複数の著作権者が存在 (マルチメディア作品、ゲームなど)
  - それゆえ、権利処理が複雑になる
- 著作人格権に関して
  - 同一性保持権の侵害が起こりやすい(複製が容易)
  - マルチメディア作品の改変等

## 権利処理の変化

- 従来

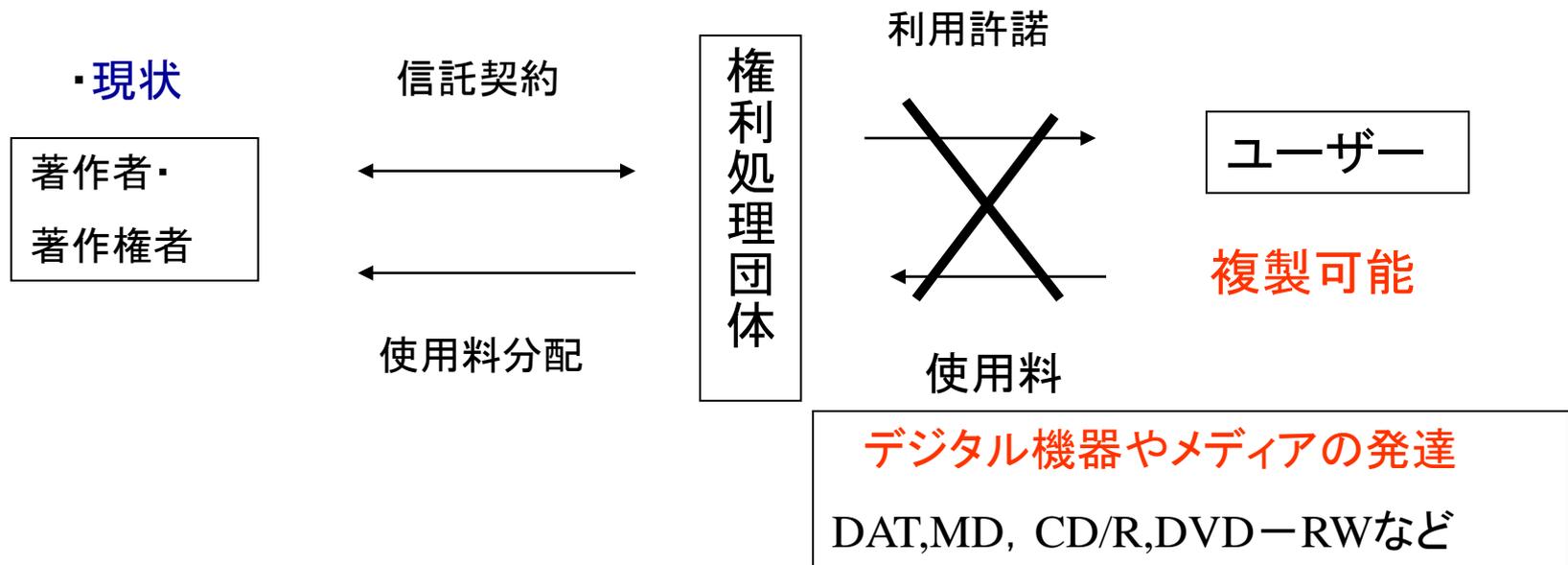


- 著作権集中管理システム



JASRAC

## 権利処理の変化2



- ・私的録音・録画補償金制度の導入
- ・公衆送信補償金制度の導入(2021年～)

## ネットワーク時代の著作権

- 複製権に関して
- 公衆送信権に関して
  - 自動公衆送信(サーバから自動的に送信)
  - 送信可能化(サーバに蓄積)



ネットワークに関連したさまざまな問題点が発生している。

(例:ファイル交換ソフトなど)

従来の著作権がこの高度情報通信社会に対応できなくなりつつある。

## マルチメディア・ネット時代の著作権の方向性

- 大量の情報流通(インターネットの普及)
- 情報の改変の容易化(デジタル技術の進歩)
- 情報の私的化(だれでも発信者・受信者)

情報の財産を保護 VS 情報の共有化,公共財化

著作者の  
権利保護

調和

ユーザ重視,  
文化の発展